

交渉（全労働省労働組合和歌山支部）議事概要

和歌山労働局長（当局）は、平成 24 年 10 月 22 日（月）、和歌山労働局において全労働省労働組合和歌山支部執行委員長（全労働和歌山支部）と交渉を行った。

この交渉の概要は以下のとおり

（全労働和歌山支部）

1 労働行政体制の拡充について

「国家公務員人件費 2 割削減」政策の中止、「定員合理化計画」の凍結・撤回、「新規採用抑制方針」を中止し、行政運営に必要な定員を十分確保すること。

法令・制度に切り込む抜本的な業務簡素・効率化を早急に策定し、実施すること。

（当局）

定員の確保に向けて厳しい状況ではあるが、業務処理体制の確立のためあらゆる手立てを講じたい。

事務簡素・合理化については今まで以上に力を入れていきたい。

2 賃金改善等について

憲法違反の「給与臨時特例法」は直ちに廃止し、違法・不当に引き下げられた賃金の回復のための措置を講じること。

（当局）

職員の生活に直結する問題であると認識している。状況を注視していきたい。

3 退職給付について

退職給付の大幅かつ一方的な引き下げは、合理性を欠いた不利益変更にあたり、職員の士気に悪影響を与えることから行わないこと。

（当局）

労働条件に関わる重要な問題であり、その趣旨は十分理解するところであり、上申させていただく。

4 健康・安全の確保について

安心して職務に専念できる職場環境を整備すること。

（当局）

ハザードマップを作成し各職場に掲示していただくなど取組を進めているところである。職員等の健康・安全確保のために引き続き努めてまいりたい。

5 相談員等非常勤職員の労働条件改善について

非常勤職員がいないと困る部署が多いなか、通勤手当を完全支給すること、無給としている休暇を有給とするなど、労働条件の改善を図ること。

(当局)

非常勤職員については、正規職員の定員削減が進む中、重要な戦力と考えている。処遇や制度の改善に向けて、必要な予算確保等を含め本省へ要望してまいりたい。

6 人事評価制度への対応について

人事評価の結果が当該職員の給与等に密接に影響するものであることから、評価者・調整者に公正な評価のあり方を徹底させること。

(当局)

適正評価について、評価者等への研修を充実させていきたい。

7 都道府県労働局の「新人事制度」について

労働基準監督官の専管事項の拡大を見直し、技官、事務官の採用・育成を再開すること。一括採用事務官について、早期に定着希望地で勤務させること。

(当局)

本省において新人事制度の見直し作業が行われていると聞いている。

8 高齢期雇用・定年延長について

再任用制度について、職務の級を改善するとともに、配置可能な官職を拡大すること。

(当局)

重要な戦力と考えており、職務の級の改善等本省に要望してまいりたい。

9 労働時間の適正管理について

勤務時間管理の適正化を図るとともに、賃金不払残業などの違法行為の根絶を図ること。

(当局)

引き続き適正な勤務時間管理に努めてまいりたい。

10 公務員宿舍使用料の見直しについて

生活を直撃する宿舍・駐車場使用料金の大幅値上げを行わないこと。

安心して職務に専念できるよう、必要な宿舍は国の責任で確保すること。

(当局)

入居基準の見直しが行われ厳しい状況であると認識しているが、当局における必要戸数の確保については引き続き努力していきたい。

